

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

令和4年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一第10項,第93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条,第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2,16の3,115の2項 【情報照会】16の2,17,18,19,115の2項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2,12条の2の2,59条の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2,59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8038

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	保健介護課長 榎屋 孝一	保健介護課長 天野 工		
平成30年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2 【情報照会】16の2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2		
平成30年4月1日	I-5-②所属長	保健介護課長 天野 工	保健介護課長 清水 美咲		
平成30年6月4日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年6月4日	II いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	I-5-②所属長の役職名	保健介護課長 清水 美咲	保健介護課長		
令和1年6月19日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2 【情報照会】16の2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2,16の3項 【情報照会】16の2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2,12条の2の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2		
令和1年6月19日	IVリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和2年6月19日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年6月19日	II いつ時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和3年3月1日	I-1-②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年3月1日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項、別表第一第10項,第93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条,第67条の2	事前	
令和3年3月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2,16の3項 【情報照会】16の2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2,12条の2の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2,16の3,115の2項 【情報照会】16の2,17,18,19,115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2,12条の2の2,59条の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2,59条の2	事前	
令和3年3月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年3月1日	II いつ時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年4月1日	I-5-①部署	市民生活部保健介護課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	保健介護課長	子育て健康課長		
令和3年4月1日	I-7請求先	市民生活部保健介護課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-8連絡先	市民生活部保健介護課	市民生活部子育て健康課		
令和3年6月9日	I-1-②事務の概要		【追加】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月9日	I-1-③システムの名称		【追加】 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月9日	I-3個人番号の利用		【追加】 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月6日	I-1-②事務の概要		【追加】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月7日	I-3個人番号の利用	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和4年3月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号および別表第二	番号法第19条第8号および別表第二		